

「インフルエンザの出席停止期間の基準」早見表

		発症日 (発症日は0日)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目
例1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱								
			解熱	解熱後1日	解熱後2日					
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱							
				解熱	解熱後1日	解熱後2日				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱						
					解熱	解熱後1日	解熱後2日			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱					
						解熱	解熱後1日	解熱後2日		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
例5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱				
							解熱	解熱後1日	解熱後2日	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

1 学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」と変わりました。

発症した日から数えると、最低6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。

2 出席停止の期間中は、自宅で安静に過ごしましょう。